

最低制限価格・調査基準価格の算出の例示

(最低制限価格:令和5年4月1日以降に実施される入札から適用)

(調査基準価格・失格基準価格:令和5年4月1日以降に実施される入札から適用)

○ 以下の算出モデルを使って、最低制限価格等の算出の例示を行います。

1. 算出モデル ※(1)は土木一式工事、(2)は建築一式工事とする。
(金額はいずれも、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。)

(1) 最低制限価格の算出モデル

予定価格	48,600,000
直接工事費	30,000,000
共通仮設費	3,800,000
現場管理費	9,600,000
一般管理費	5,200,000

(単位:円)

(2) 調査基準価格・失格基準価格の算出モデル

予定価格	450,000,000
直接工事費	332,000,000
共通仮設費	24,000,000
現場管理費	35,500,000
一般管理費	58,500,000

(単位:円)

2. 最低制限価格と調査基準価格・失格基準価格の算出

(1) 最低制限価格

①	土木工事なので、直接工事費相当額は直接工事費の額、現場管理費相当額は現場管理費の額をそのまま用いる。
②	直接工事費相当額 + 共通仮設費 + 現場管理費相当額×0.9 + 一般管理費×0.68 = 45,976,000 円 (A)
③	(A) ÷ 予定価格 (税抜き) = 94.6008...% (B)
④	(B)の小数点第2位切り捨て → 94.6% (C) 【ここで(C)が7.5/10未満であれば7.5/10、9.2/10を超えていれば9.2/10】
⑤	(C) = 92.0% × 予定価格 (税抜き) = 44,712,000 円 (D)
⑥	(D)の10万円未満切り捨て → 44,700,000 円

※ 最低制限価格を上記の方法によらずに算出する場合は、予定価格 (税抜き) に適宜の率をかけて算出した金額について、

①	予定価格 (税抜き) が1,000万円未満の場合は、1万円未満を切り捨てる。(例) 3,158,000 円 → 3,150,000 円
②	予定価格 (税抜き) が1,000万円以上の場合は、10万円未満を切り捨てる。(例) 11,930,400 円 → 11,900,000 円

(次ページに続く)

(2-1) 調査基準価格

①	建築工事なので、直接工事費×0.9を直接工事費相当額、直接工事費×0.1+現場管理費を現場管理費相当額とする。
②	直接工事費相当額×0.97 + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費相当額×0.9 + 一般管理費×0.68 = 413,046,000 円 (A)
③	(A) ÷ 予定価格 (税抜き) = 91.7880% (B)
④	(B)の小数点第2位切り捨て → 91.7% (C) 【ここで(C)が7.5/10未満であれば7.5/10、9.2/10を超えていれば9.2/10】
⑤	(C) = 91.7% × 予定価格 (税抜き) = 412,650,000 円 (D)
⑥	(D)の10万円未満切り捨て → 412,600,000 円

(2-2) 失格基準価格

調査基準価格 × 0.99 = 408,474,000 円 これの10万円未満切り捨て → 408,400,000 円
